

第 18 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 6 年 11 月 25 日					
開 催 場 所	行 田 市 役 所 203 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 00 分					
閉 議 時 刻	10 時 05 分					
会 長	藤 間 光 治		会長代理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出○席 欠席	9	新 井 健 一	出○席 欠席
	2	中 村 賢 一	出○席 欠席	10	関 口 浩 幸	出○席 欠席
	3	寺 田 浩 市	出○席 欠席	11	伊 東 普 丈	出○席 欠席
	4	赤 羽 修 一	出○席 欠席	12	田 口 隆 一	出○席 欠席
	5	高 澤 克 芳	出○席 欠席	13	宮 崎 薫	出○席 欠席
	6	川 島 悦 男	出○席 欠席			
	7	太 田 実	出○席 欠席			
	8	間 々 田 英 治	出○席 欠席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫		
	③	石島稔	出○席 欠席	⑬		
	④			⑭		
	⑤	森田一男	出○席 欠席	⑮		
	⑥			⑯		
	⑦			⑰	島寄典緒	出席 欠○席
	⑧			⑱	荻原増夫	出○席 欠席
	⑨			⑲	諸貫達也	出○席 欠席
	⑩			⑳	木村民夫	出○席 欠席
関係者				書記	局長	小林誠
					次長	広田敦史
					主事	高澤茉鈴

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、伊東委員、中村委員兩名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、7件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、和田〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんと、同居の母親である〇〇〇〇さんが、持ち分2分の1ずつ所有する和田字北屋敷〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、565㎡外5筆、計3,464㎡について、経営の安定を図るため、贈与により持ち分の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。県道熊谷羽生線と県道行田市停車場酒巻線の交差点付近に位置する和田地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字二丁野通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、965㎡外3筆、計3,575㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。川里工業団地の西に位置する埼玉地内の農振農用地でございます。</p> <p>次の進行番号3と4でございますが、野〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、経営の拡大を図るため、所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>進行番号3は、野〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する野字内〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、171㎡について、進行番号4は、野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する野字北海戸〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、316㎡について、それぞれ売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページと4ページをご覧ください。3ページが進行番号3、4ページ目が進行番号4になります。どちらも県道行田蓮田線と国道17号バイパスに挟まれた野地内の集落内農地でございます。</p>
--	---	---

		<p>次の進行番号5と6は関連がございまして、進行番号6の譲受人である〇〇〇〇さんが、自作している農地の隣接地の所有者である〇〇〇〇さんから農地を譲り受け、〇〇〇〇さんが、農地が減少した分について、〇〇〇〇さんから一団の農地を譲り受けるものでございます。</p> <p>はじめに進行番号5でございますが、樋上〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、堤根〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する堤根字青柳通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、409㎡外4筆、計1,701㎡について、経営の安定を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。左側の斜線部分で石田堤歴史の広場の西に位置する堤根地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に進行番号6でございますが、北本市緑〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、樋上〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する堤根字代官田通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、1,115㎡外1筆、計2,179㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。ページ右側の斜線部分で石田堤歴史の広場の北東に位置する堤根地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号7でございますが、群馬県館林市野辺町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇が所有する酒巻字大ノ田〇〇〇〇番、地目：田、1,595㎡外3筆、計4,248㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。北河原用水の南に位置する酒巻地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第2号』農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたし</p>
	議長	
	議長	
	議長	

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長</p>	<p>許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
	<p>中村委員 事務局次長</p>	<p>事務局から議案第2号についての説明及び宮崎委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>中村委員</p>	<p>一時転用は最長3年ですか。もし、延長しなければ元に戻すということでしょうか。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>転用期間は3年以内と10年以内のパターンがあります。ただし、10年以内の場合は第2種農地を活用する場合や荒廃農地を活用する場合など条件があります。今回の案件はどの条件にも該当しないことから3年間となっております。更新につきましては、しない場合は全て撤去してもらうことになります。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>10年の場合、資料とかは無くなってしまわないですか。前に5年で廃棄と聞いたことがあります。10年後に更新されないとわかった場合に資料がなく、そのまま放置されるというようなことにはならないのですか。</p>
	<p>議長</p>	<p>たしかに許可申請書の保存期間は5年になっています。しかし、情報を記録した台帳は保管しますので、資料がまったく無くなってしまいうことはありません。また、申請時に撤去費用があるかどうかの確認はしております。</p>
	<p>議長</p>	<p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の2ページをお願いします。議案第3号は、4件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、熊谷市玉井南〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番地一〇〇〇〇棟〇〇〇〇号室 〇〇〇〇さんが、渡柳〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する渡柳字神明前〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、409㎡について、売買により住宅1棟 69.55㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p>

申請人は現在、熊谷市内の借家で家族と共に生活しておりますが、独立した住居を構えたいと住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。長福寺の東に位置する渡柳地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号2でございますが、さいたま市南区辻〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さん外1名が、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、329㎡ついて、売買により住宅1棟、104.62㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、さいたま市内の借家で家族と共に生活しておりますが、将来の事を考え住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。右側の斜線部分で埼玉中学校の東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号3でございますが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん外1名が、同居の父親である 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字下埼玉通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、51㎡ついて、使用貸借により住宅1棟、91.82㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、申請地で父親と同居しておりますが、建物の老朽化がひどく、住み続けていくことが困難なことから建て替えを計画したところ、現在の進入路は建築基準法の道路に該当しないことが判明いたしました。このままでは建て替えが出来ないことから建築基準法の接道要件を満たすため最低限の幅員で分筆し、申請に至ったものでございます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。県道上新郷埼玉線の東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、持田〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、798㎡について、売買により資材置場・駐車場にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内で外構工事を業として営んでおりますが、資材置場を所有しておらず、業務車両や資材を自宅に置いております。しかし、自宅だけでは限界があり、市内で土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であるこ

報告事項	高澤委員	<p>とから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。左側の斜線部分で、埼玉中学校の東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る11月20日、現地調査をしていただいておりますので、高澤委員にご報告をお願いいたします。</p>
	議長	<p>去る11月20日、私と宮崎委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局から議案第3号についての説明及び高澤委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	主事	<p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p>
		<p>(1)「農地法第5条の規定による許可申請書の取下げ願いについて」でございますが、小見〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、小見〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する小見字屋敷通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、998.71㎡について、売買により障害福祉サービス施設1棟、516.60㎡を建築したいとして、本年6月25日開催の第13回農業委員会でご審議いただき、承認相当として県へ進達していましたが、この度、申請取り下げ願いが提出されたものでございます。</p> <p>理由としましては、県の補助金を利用する予定で進めておりましたが、内示が出なかったことによるもので、現在は融資に切り替えて調整しておりますが、時間が掛かっていることから県より一度取り下げるように指導があったものでございます。</p> <p>なお、融資については目途がついたとのことであり、近々、再申請をする予定でございます。</p> <p>続きまして、(2)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」ござい</p>

		<p>ます。</p> <p>こちらは、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届け出の手続きとなっております。</p> <p>本件は、2件の届出があり、転用目的は、住宅敷地、自家用倉庫でございます。</p> <p>添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しく願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
6 その他	<p>議長</p> <p>事務局長</p>	<p>次に、その他でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行田市特別表彰（新井健一委員）について ・農地転用許可に係る権限移譲について ・令和6年度北埼玉地区農業委員会協議会研修会について（R7.2.13開催予定） ・遊休農地等に関する情報提供について
7 閉会	<p>主事 企業誘致課 課長・主幹 農政課長</p> <p>農政課主査 事務局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザについて ・地域計画について ・スマート農業技術実演・展示会について（12/25開催、長谷川推進委員実演） <p>以上をもちまして、第18回農業委員会を終了いたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p> <p>（10：05）</p>